

## 市内市立小中学校全教職員向け

### 東近江市教職員「働き方改革」の実施について

近年、学校の抱える問題は多様化し、また社会や保護者が学校に求める役割も年々肥大化傾向をたどっています。

現場の負担の増大は、教職員の本務であるところの教材研究の時間や本来児童・生徒と向き合うべき時間、学級事務の時間を減少させ、その穴埋めとしての超過勤務（早朝出勤、残業、休日出勤）が増加することにより、今、教職員の心身の健康に影響を及ぼす事態にまで至っています。

昨年10月、文部科学省が10年ぶりに行った小・中学校の「教員勤務実態調査」では、10年前に比べ国の「過労死ライン」を大幅に上回る結果が報告されました。調査では、その要因は、現行学習指導要領で、授業時数が増えたことや、全教科に「言語活動」が導入されたことなど、授業の質を高めることが求められ、教材研究や準備等の授業関連の勤務時間が増えたと分析されています。

また、中学校の部活動指導では土日の指導時間が2時間10分と、10年前に比べ倍増し、教員の9割が顧問をし、週の活動日は「6日」が49.1%、「7日」も15.1%と、3人に2人が満足な休みをとれていないうえに、その指導に費やされた時間を補うかたちで、日常の時間外や、土日の部活指導後に週の残務を処理する実態も明らかになっています。

本市も、昨年度から時間外勤務の実態調査を実施してきましたが、直近の6月調査では、月間時間外勤務時間は、小学校が平均63.4時間、中学校が平均75.6時間という結果でした。このうち月80時間を超え教職員が小学校で31.3%、中学校で50%を占め、とりわけ、中学校では100時間を超える教職員が33.1%にのぼり、学校現場はいま深刻な状態といえます。

市内教職員一人ひとりが、心身ともに健康で、ゆとりある生活を営み、生き生きと子ども達の成長のために仕事に取り組むことこそが、より良い教育活動を創造し、この「働き方改革」への歩みが、本市の教育水準の向上に繋がるものと確信し、ここに、今後の本市の取り組みの基本とすべく、改革の実施計画を示すものです。

とりわけ今年度は、年度途中での業務内容を著しく変更をすることや削減は不可能なものもありますが、前述した調査結果からの分析や本市の実情から、具体的な業務改善を進めることはもはや一時の猶予もなく、市内教職員の意識改革をあらゆる方向から図りつつ、実施可能なことから積極的に改革推進に取り組んでいくこととします。

なお、この具体策については、文部科学省の通達、同時に進められている県の「働き方改革推進会議」の動向、「滋賀県教職員超過勤務縮減プロジェクト協議会」の中間報告による提案も取り入れながら、全県的視野で実施することを申し添えます。

平成29年9月6日

東近江市教育委員会教育長 藤田 善久

## 【短期実施計画】(平成29年度後期より実施)

オール東近江市の「数値目標」達成に向けて『五つの実践』

### ■学校業務全般（全教職員）

#### ① 数値目標：時間外勤務週15時間以内・月60時間以内

- ・日常、意識して午後8時までの退勤をめざす。・・・当面数値目標80%
- ・週1回の定時退勤日を各校設定し、午後6時完全退勤を実行目標とする。（緊急対応を除く）
- ・教職員各自が始業・終業時刻を目標設定し、働き方を具体的に改善する。（現状より2割削減）

日常午後8時通常残業終了。（時間外週15時間 900分）  
月曜日～金曜日：1日最大3時間15分（195分）×5日 975分  
週1回定時退校：午後6時退勤（マイナス75分）

### ■部活動指導（中学校教職員）

#### ② 部活動改革：適正活動下での生徒の健康・安全配慮と教員の健康保持・教材研究等時間確保・・・数値目標 週2日の休養日確保

- ・平成29年10月23日（月）以降、部活動朝練習の全面停止。（例外規定なし）
  - \* H29年度秋の大会終了後の次週より実施する。
- ・平日休養日を一日単位で設ける。（例外規定なし。指定日・曜日は学校裁量）
- ・土、日に部活動を行う場合、何れか一日を終日部活休止休養日とする。
  - \* 公式大会や遠征等、願いにより学校長がやむを得ないと認めた場合に限り許可される。
  - \* 二週続けて実施しない。
- ・活動時刻の上限 午後5時45分終了 午後6時完全下校。（例外規定なし）

基本的考え方として、部活動が今日まで果たしてきた生徒指導や、様々な人間としての育ちへの貢献を否定するものではない。今後、時代に応じた科学的・合理的な部活運営方法を更に研鑽し、生徒の心身の健康・安全と活動意欲をより良い方向に導き取り組むものであることを確認したい。

### ■学校組織（教務を中心に）

#### ③ 「校内働き方改革委員会」の設置と定例化・・・数値目標 月1回

- ・働き方の現状（安全又は衛生に関する事項）を話し合う場を毎月必ず設定（労働安全衛生規則第23条の2）し、意識の継続をはかる。
- ・既存の「企画委員会」「運営委員会」等を活用する。

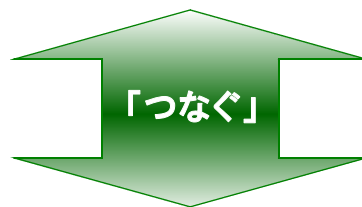
## ■適切な時間管理（校長・教頭・主幹教諭）

### ④ 教職員の意識改革への具体

- ・業務改善を意識する各校の取り組み。（終業チャイム・音楽・自己キャッチコピー作成等）
- ・先進校の取組から学ぶ。（ペーパーレス職員会議、電子会議室利用、事務共同実施推進等）

### ⑤ ワークルールを守る等、校内での業務改善の工夫

- ・教職員の勤務時間の把握。
- ・会議の時間、効率化への取り組み。（開始・終了時刻の徹底）
- ・17時以降の提出物は「受けない・出さない」意識と体制づくり。
- ・PC・ネットワーク、事務共同実施校務支援システムの積極的活用。
- ・時間外の保護者への電話連絡・対応についての配慮。（緊急事案を除く）



## ■関係機関の役割

### 教育委員会としての業務改善にかかる学校支援体制の整備

- ・主催する会議の内容や会議時間の見直し。
- ・PC・ネットワーク等の活用推進。
- ・全市教職員への改革推進についての啓発。（訪問、先存取組の広報等）
- ・保護者、関係機関への周知・広報。
- ・人的、物的、予算措置等の検討。

## 【中期実施計画】 平成30年より実施および検討課題

- 課題点の整理と対応
- 年度当初の方針の徹底
- 職員健康管理面の重点化
- 県、他市町との協働
- 調査、研究、広報